

体罰・暴力を容認する身体とその変容の可能性

坂本拓弥
明星大学教育学部

0. 体罰をどう理解しているのか？

本稿の目的は、競技スポーツ、特に陸上競技における体罰・暴力について、身体という視点からその意味を検討し、この問題に取り組んでいく1つの可能性を示すことである。周知のように、運動部活動をはじめとする我が国のスポーツ界において、本特集のテーマである体罰・暴力（本稿では敢えて、以下「体罰」と記す。詳細は最終節を参照されたい。）は、重大かつ深刻な課題として存在している。この論点は、決して新しいものではない。むしろ、古くから語られてきた事柄である。しかし、今もなおこの問題が論じられなければならないとすれば、それはこの問題が未だにわれわれの目の前に厳然と在るからだと言えよう。これまで、幾度となくその行為が否定され、またその非道徳性がどれほど声高に叫ばれても、体罰は我が国のスポーツ界に在り続けてきたのである。

体罰によって人の命が失われるようなショッキングな事件が発生したとき、各種のメディアはそれを大々的に報じ、社会もその報道に相づちを打ち、体罰を根絶すべきだと強く思い、その声を上げてきた。そして、われわれはそのような経験を何度も繰り返してきたはずである。しかし、上述のように、この問題は今でもスポーツ界に根強く生き残っている。その現実を批判的に見つめたとき、われわれは、われわれ自身がこれまでスポーツ界における体罰をどのように理解してきたのかを再考する必要に迫られるであろう。なぜなら、これまで繰り返してきた対策や処方、実質的な意味においては功を奏していないからである。つまり、われわれは体罰というある種の〈病〉の正体を未だに捉えきれてはおらず、だからこそ、その〈病〉に対して有効な治療法を見つけ出すことができていないのである。

残念ながら、今日ではこの「体罰とは何か」という根源的な問いは、ほとんど等閑視されていると

言ってもよい。体罰に関する多くの議論は、その対象の正体を見極めることなく、曖昧に共有されているイメージに基づいて、もしくは文部科学省をはじめとした各種機関の示した暫定的な定義に則っている。しかし、それらはいずれも、学術的に慎重な議論と確かな論拠に基づいて導かれたものではない。したがって、その妥当性は、いわば誰にも検証されていないと言ってよいのかもしれない。そして、そのような体罰理解に基づいた議論が問題の本質を捉えられないということは、自明であるように思われる。それゆえ、われわれはまず、スポーツ界における体罰という事象そのものを、改めて捉え直す必要がある。それによって始めて、従来とは異なる視点から、この問題に迫ることができると考えられる。

1. 体罰という事象を捉え直す：身体文化としての体罰

いきなり結論めいたことを言えば、体罰とは、身体的な罰である。すなわち、それは人間の身体に与えられる罰である。このことは、あまりに自明であるがゆえに、その意味が省みられることはほとんどない。しかし、少し考えてみればわかるように、人間以外の動物に対して叩いたり蹴ったりする行為を、われわれは体罰とは呼ばない。恐らく、しつけや調教、もしくは虐待と呼ぶのではないだろうか。このことから明らかなように、体罰とは極めて人間的な行為であり、それは人間に固有の事象なのである。

体罰とは、文字通り身体に与えられる罰である。しかし、この事象について、われわれはその身体的な意味を捉えてきたとは言えないであろう。なぜなら、これまでこの問題について論じられてきたものの多くが、身体よりもむしろ心に言及するものであったからである。その最も典型的な例は、昨今の

アンガーマネジメントやアンガーコントロールについての多くの議論であろう。それらの議論は、指導者や教師の心に働きかけることで体罰問題を解決しようとする意図を有しており、それは同時に、体罰の原因を心に求めていることになる。つまりそこでは、指導者や教師の心の在り方が問題として捉えられているのである。しかし、その体罰理解は、果たして妥当なものなのだろうか。

確かに、心理学的な視点から論じられるアンガーマネジメントの議論は、一定の説得力を有しているし、実証的な知見も示されている。しかし、より重要なことは、それが体罰の本質的な問題性を捉えることになっているのかを問うことである。残念ながら、それが達成されているとは必ずしも言えないであろう。なぜなら、アンガーマネジメントを含む多くの対策案は、「体罰にも適用可能」という位置づけにあるからである。より具体的に言えば、それらの対策は突発的な暴力全般に当てはまる事柄であり、つまりはスポーツ界における体罰に限られたものではないと言える。

体罰が身体に関わっているという最も基本的な事柄を見つめ直すことによって、われわれは〈身体文化としての体罰〉という新たな理解の可能性を見出すことができる¹。つまり、体罰は心の問題としてではなく、むしろわれわれの身体のレベルにおいて、スポーツ界の1つの文化として存在してきたということである。さらに言えば、身体文化としての体罰は、指導者と選手との間において「1つの身体的なコミュニケーションとして機能」²してきたと言える。だからこそ、被体罰経験者の体罰に対する肯定的な態度は、絶えることなく根強い支持を得てきたのである。「愛のムチ」という語によって表されてきた事柄の内実も、このように理解することができる。いずれにしても、体罰は身体的な事象であり、その問題には身体的な側面からの接近が不可欠なのである。

2. 体罰を許容する身体：痛みの意味

体罰の身体的な側面を考えたとき、実感として想起されるのが、痛みである。体罰が罰であるためには、痛みが不可欠である。なぜなら、痛みの伴わない体罰は、そもそも罰としての意味をなさないからである。もちろん、痛みには精神的なものまでさまざまな在り方が想定されるが、ここで問題とするのは、身体に物理的な力が加えられたことによって生じる痛みである。より現実的に言えば、それは指導

者の殴ったり蹴ったりといった行為によって、選手が感じる痛みである。

われわれが日常の生活において痛みを感じる場合、それは一般的に、生体が何かの危険を知らせるシグナルの役割を果たしている。すなわちそれは、過度の物理的な負荷、また異常な熱さや冷たさに対する一種の防衛反応と言える。この観点からみると、例えば日常の教室において、教師が児童・生徒を叩いたりすることは、明らかに痛みを発生させる体罰である。なぜなら、日々の学校における学習において、そのような痛みは、アクシデントを除いては通常起こりえない現象だからである。

しかし、このことは、逆説的にスポーツ界における体罰の特異な位置づけを浮かび上がらせる。今日のスポーツ科学に基づくトレーニング理論によれば、選手が身体能力を向上させるためには、現段階の自らの限界を少し超えた負荷をかけることが求められる。その負荷は、重すぎても軽すぎても、効率的に身体能力を高めることはできないとされる。言い換えれば、ある程度の苦しさを覚える負荷がなければ、身体的な能力は向上していかないのである。このことは、種目を問わず競技スポーツに打ち込んだことのある者ならば、誰もが一度は体験的に理解していることであろう。陸上競技に取り組む選手が、自己ベストを少しでも〈超えよう〉と日々努力することは、まさにこのことを体現している。

そしてここに、スポーツ界における体罰問題の根源的な難しさが現れる。上述のように、いわゆるハードなトレーニングは、選手に少なくない痛みを感じさせる。このことは、自らの限界まで肉体を〈追い込む〉や〈いじめぬく〉といった表現に象徴的に現れている。つまり、選手が自らの身体的能力を向上させるためには、同時にハードなトレーニングに伴う苦痛に耐え抜く能力が求められているわけである。したがって、その痛みには耐えられない選手は、トレーニングから脱落した者になってしまうのである。

以上の考察からは、体罰に関わる身体の在り方として、次の論点が提示される³。すなわち、ハードなトレーニングに伴う痛みは、日常生活で感じられないものであるにとどまらず、むしろ体罰に伴う痛みをも凌駕している可能性がある。もちろん、体罰に伴う痛みを一概に定めることはできないとしても、頭を叩かれたり胴体を突き飛ばされたりした痛みは、ハードなトレーニングによって肉体を限界まで追い込んだりいじめぬいたりしたときの苦しみや痛みと比して、特別なものとは感じられないであろ

う。したがって、そのようなトレーニングに伴う身体的な痛みの在り方は、体罰という行為が選手にとって持つ意味を相対的に薄めている可能性がある。より正確に言えば、そのような選手にとって、体罰は〈大したこと〉ではなくなってしまうのである。

さらに、痛みについての検討から導かれるもう1つの論点は、そのようなハードなトレーニングを耐え抜く〈強い〉身体の内側である。これについて尹は、自身の柔道経験を振り返り、ハードなトレーニングを経て「わかってきたのは、術理ではなく、痛みに対し鈍感にならないと要求されている強さめいたものは得られないということ」⁴であったと述べている。彼はさらに、そのような痛みの在り方は、「柔道に限らず、体育会系にわりと共通している文化だろう。なぜだか体の鍛錬が、どんどん感覚を鈍らせる方向に進んでいってしまう」⁵と指摘している。

これに類似する事柄を、瀧澤は身体の「先鋭化」⁶と呼んでいる。先鋭化とは、ある競技種目に特有の身体的能力を身につけることによって、その種目に特化された身体へと変わっていくことである。例えば陸上競技において、長距離選手と投てき種目の選手の身体が明らかに異なっているのは、それぞれの種目に求められる身体へと先鋭化したためである。瀧澤によれば、「先鋭化によって、他の種目の運動には適さない身体の構造になることができる」⁷一方で、それを「目指すこと自体、身体の構造のある方向に向け、その方向に制限することになる」⁸という。つまり、身体先鋭化は、ある競技種目に対応する〈強い〉身体をつくと同時に、それ以外の事柄に対応する身体的能力の育成を阻害する可能性を有しているのである。このことは、尹が指摘していたように、特定の競技以外の物事に対する、身体の鈍感さとも言えるであろう。そしてその鈍感さは、ある状況においては、選手に対する暴力行為＝体罰を支えていると考えられる。

3. 身体の変容から体罰問題に挑む道：体ほぐしの運動の理念

ここで再度、われわれが日常的に実践するスポーツ活動における身体の内側に目を向けてみたい。陸上競技はもちろん、競技スポーツ一般においても、われわれは多くの場合、自らの身体の内側を出来る限り高めることを目指している。その能力は競技種目によって異なっているものの、身体能力の向上

を目指しているという点に変わりはない。このことは、例えば100m走やマラソンのように純粋な走力を競うものから、棒高跳びややり投げのように道具の操作が重要となるものまで、一貫している。いかなる場合も、中心的な関心事は選手自身の身体なのである。そして、だからこそわれわれは、この選手の身体という視点から、上述の体罰とトレーニングとの困難な関係を見直していかなければならないと言える。

その糸口を、本稿では体ほぐしの運動やボディワークといった活動に求めてみたい。なぜなら、それらの身体活動はまさに、スポーツ界が目指し育んできた〈強い〉身体に再考を求めるものだからである。例えば、体ほぐしの運動の重要性を指摘する村田は、それによって「自分の体や他者の体への気付きが生まれ」⁹ることを指摘している。また遠藤は、ボディワークの意味を強調する中で、「他者を感じるためには、まずもって自分が自身を実感できた方がよい。他者の体や心を、自分の体や心を通して実感したとき、他者の大切さやかけがえのなさが身に滲みて感じられてくるのではないだろうか」¹⁰と述べている。つまり、これらの活動は、身体を通して自己や他者の在り方を感じることを目指すものであり、したがってそれは、体罰のような他者への暴力行為を抑止する可能性がある。遠藤が指摘していたように、自己や他者の「大切さやかけがえのなさ」を身体においてリアルに感じる事ができれば、選手を傷つける行為はなされないのではないだろうか。

もちろん、だから陸上競技のトレーニングにおいて体ほぐしの運動やボディワークをやればよい、といった提言は短絡的に過ぎるであろう。むしろ、現実的な応用可能性を考えるならば、体ほぐしの運動の理念を、陸上競技のトレーニングにどのように取り入れていくのかという点が問題となる。これは、一見困難な課題のように見えるかもしれない。なぜなら、体ほぐしの運動と陸上競技のトレーニングでは、あまりにもその目的に違いがあるからである。しかし、本稿の議論から示唆されるように、体罰問題を捉え直すために最も問題視すべきは、そこに大きな差を即座に感じてしまい、それらを違う世界のものとして無意識のうちに判断してしまう、われわれのスポーツ観やトレーニング観である。むしろ、陸上競技の優れた選手は、自らの身体への気付きには敏感であるとも考えられる。そうであるならば、そこから他者の身体への気付きにつなげる方途は、いかようにも探ることができるのではないだろうか。そ

して、そこにこそ、ハードなトレーニングに耐える〈強さ〉と他者への感受性を兼ね備えた、真の意味でのトップレベルの陸上競技選手が育つ可能性が生まれてくるのではないだろうか。昨今のドーピングや薬物使用の問題からも明らかなように、トップレベルのスポーツ選手にとって、身体能力だけが高ければよい時代は、もうすでに終わっているのである。

4. 「体罰」と呼ぶことをやめるとき

さて、以上に論じたように、体罰を身体的な罰として改めて捉え直し、それを身体という視点から理解することは、従来の体罰理解を超える1つの可能性を有していると言える。また、ハードなトレーニングに伴う身体的な苦痛の在り方からは、われわれが競技スポーツにおいてより高きを目指し続ける限り、その裏側に体罰を許容する素地が常に併せて織り込まれていることを、自覚しなければならないことが指摘された。さらに、そのような〈強い〉身体の在り方を、体ほぐしの運動やボディワークといった活動の理念を参考に、より幅の広い、応用可能性を含んだ在り方へと変容させていく必要性が示唆された。

しかし、本稿の最後に指摘しておきたいことは、「体罰」という言葉そのものに隠された、われわれの潜在的な体罰観についてである。体罰は、言葉の定義を厳密に考えれば、今日の我が国には存在しえない行為である。ここまでさんざん体罰について云々しながら何を言っているのかと、読者諸氏は訝しく思われるかもしれない。しかし、これは重要なことである。なぜなら、「体罰」という罰は、今日の我が国にはすでに存在せず、〈体罰とよばれる暴力〉が存在するのみだからである¹¹。では、なぜこのことが問題なのか。

そもそも、「罰」自体は何も悪いことではない。何かの行為に対して、時には「罰」則が適用され、また時には賞「罰」が与えられ、さらには処「罰」の対象になることもある。このような一般的な「罰」の意味は、どちらかと言えば正義や善を保つためになされるというところに認められる。つまり、「罰」そのものには、決してネガティブな意味はないわけである。そして、だからこそ、われわれが体「罰」という語を使い続ける限り、そこには常に、1つの「罰」としての体罰という、暗黙的な正当化の影が潜むことになるのである。したがって、われわれスポーツ関係者は今、「体罰」という語そのものの使

用をやめなければならない地点に立っているのかもしれない。それは、たかが言葉の問題とも思われる。しかし、それは一方で、われわれの潜在的な意識を劇的に変革する糸口になるのかもしれないのである。

注及び引用・参考文献

- 1 詳しくは次の拙稿を参照されたい。坂本拓弥 (2011) 運動部活動における身体性：体罰の継続性に着目して。体育・スポーツ哲学研究, 33(2), pp. 63-73.
- 2 坂本拓弥 (2015) 身体という視点から「体罰」問題にアプローチする可能性, 2014年度笹川スポーツ研究助成研究成果報告書。公益財団法人笹川スポーツ財団, p. 49.
- 3 ここで示される2つの論点については、すでに次の拙稿で論じた。坂本拓弥 (2015) 身体という視点から「体罰」問題にアプローチする可能性。2014年度笹川スポーツ研究助成研究成果報告書。公益財団法人笹川スポーツ財団, pp. 47-54.; 坂本拓弥 (2015) 体罰・暴力容認の一つの背景とその変容可能性。体育学研究, 60(Report), pp. R3_1-R3_8.
- 4 尹雄大(2014)体の知性を取り戻す。講談社, p. 60.
- 5 同上書, p. 60.
- 6 瀧澤文雄 (1995) 身体の論理。不味堂出版, pp. 134-136.
- 7 同上書, p. 135.
- 8 同上書, p. 136.
- 9 村田芳子編著 (2001) 「体ほぐし」が拓く世界：子どもの心と体が変わるとき。光文書院, p. 166.
- 10 遠藤卓郎 (2005) ボディワークの授業から：内側からの体育に向けて。大学体育研究, 27, p. 27.
- 11 同様の事柄を、和田は次のように指摘している。「いわゆる『体罰』問題を論じる際、学校で起こった事件すべてが『体罰』という言葉でひとくくりにされていることがまず問題です。生徒に対する教師の指導行為と、私憤に駆られた暴力行為とを、すべて一緒くたにして『体罰』と呼んでいることが、問題をわかりにくくしているのです。」和田秀樹 (2013) いじめは「犯罪」である。体罰は「暴力」である。潮出版社, pp. 136-137.